

「林野火災注意報」と「林野火災警報」の新設について

日光市では令和8年1月1日から「たき火」の届出が義務化され、

「林野火災注意報」と「林野火災警報」が新設されました。

林野火災警報が発令されると火の使用が制限され、たき火を中止していただく必要があります。

※届出については日光だいや川公園オートキャンプ場より提出済です。

林野火災防止のため、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

林野火災注意報について

注意報の発令指標（以下の1.又は2.のいずれかの条件に該当する場合）

1. 前3日間の合計降水量が1ミリ以下、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリ以下
2. 前3日間の合計降水量が1ミリ以下、かつ、乾燥注意報が発表されている場合

林野火災警報について

林野火災警報の発令指標

林野火災注意報発令指標に加え、**強風注意報が発表されている場合**

注意

警報発令中に「火の使用の制限に従わない者は、消防法により罰せられることがありますのでご注意ください。」

詳細は日光市消防本部ホームページからご確認ください。

